令和８年１０月

保護者のみなさま

京都市幼保総合支援室
区役所・支所子どもはぐくみ室

該当者のみ　令和９年度「同時利用届出書」の提出について
（きょうだい児が認可保育施設利用中又は利用開始予定の場合のみ対象）

新１号認定又は新２号・新３号認定を申請する私学助成対象の幼稚園利用児童等のほかに、きょうだい児が認可保育施設（※）を利用する場合、保育利用児童の保育料の軽減又は副食費（園のおかず代・おやつ代）支払免除判定に「同時利用届出書」の提出が必要となります。

対象者については、同時利用届出書に必要事項を記入し、利用する幼稚園等の軽減対象施設・サービス事業所等に証明欄を記入いただいたうえで、以下の提出先まで御提出ください。

同時利用届出書は、新１号又は新２号・新３号認定申請書類に同封しておりません。以下に記載の配布場所で受取り又は京都市ホームページから印刷して御提出ください。

※認可保育施設とは、保育園（所）、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を指します。

＜保育園又は幼稚園を利用している児童の人数と提出要否の例＞

【１人】

１子	保育園又は幼稚園利用

→ 提出不要

【２人】

１子	認可外保育施設
２子	認可保育施設（０～２歳児）

→ 提出不要

１子	幼稚園
２子	認可保育施設（０～２歳児）

→ **提出必要**
（第２子の保育料が「はぐくみ応援額（半額以下の保育料）」に軽減。残りの保育料は京都市の第２子無償化で軽減）。

【３人以上】（児童のうち１人か２人が認可保育施設を利用）

１子	幼稚園
２子	幼稚園
３子	認可保育施設（全歳児）

→ **提出必要**
（第３子が０～２歳児の場合は保育料が「無料」に軽減。第３子が３歳児以上の場合は第３子の副食費免除）。

１子	幼稚園
２子	認可保育施設（０～２歳児）
３子	認可保育施設（０～２歳児）

→ **提出必要**
（第２子は保育料が「はぐくみ応援額」に軽減。残りの保育料は京都市の第２子無償化で軽減。第３子の保育料が「無料」に軽減）。

・「同時利用届出書」は認可保育施設を利用している児童の保育料又は副食費免除に関する内容のため、保育利用をしている児童がいない場合は提出不要です。

・幼稚園利用の場合でも２歳接続保育事業等の満３歳以下の利用は保育料軽減対象外のため提出不要です。

・新制度幼稚園（新制度幼稚園については御案内参照）や認定こども園利用の場合は、きょうだい児が保育利用をしている場合でも提出不要です。

・認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）は同時利用軽減対象外のため、提出不要です。

＜同時利用届出書の配布場所・提出時期・提出先＞

〇配布場所
各区役所・支所子どもはぐくみ室又は京都市ホームページ（保育申込冊子にも同封しています）

〇提出時期
認可保育施設の利用を開始する前月末まで　※提出の翌月からが保育料軽減対象

〇提出先
お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室（本封筒に同封いただいても構いません）

新２号・新３号認定の認定基準と認定期間

保護者のいずれもが①～⑨のいずれかに該当している必要があります。

保育が必要な理由及び基準	認定に必要な書類	認定の期間
①就労（内定を含む） １か月４８時間以上就労することを常態としていること	・就労証明書 ・スケジュール申告書(変則勤務の方) 自営業の場合、開業届出書や営業許可証、確定申告書の写しなど、客観的に事業内容が分かる書類の提出を求める場合があります。	小学校就学前まで
②妊娠・出産（※１） 妊娠中であるか出産後間がない（概ね８週間）こと	・母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が分かる頁）又は出産証明書	妊娠中か出産予定日又は出産日から起算して８週間が経過する日の翌日の属する月の末日まで
③保護者の疾病・障害 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神・身体に障害があること	・障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、疾病・障害の程度が分かる資料（※２） ・スケジュール申告書(生活に制限のない方)	小学校就学前まで
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 同居又は長期間入院等をしている親族等を常時介護・看護していること	・障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、疾病・障害の程度が分かる資料（※２） ・スケジュール申告書（必須）	
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	・り災証明書	
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること	・求職活動申告書 ・活動内容を証明する書類(ハローワーク受付票の写し等)	概ね９０日
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む※３）	・在学証明書 ・スケジュール申告書(時間割でも可)	卒業（修了）予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること（※４） 育児休業取得中に既に施設を利用している子どもがいて、育児休業期間中に継続して利用することが必要であること	・就労証明書（育休期間の記載があるもの）	京都市が認める期間
⑨その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合	・区役所、支所にお問い合わせください。	

※１　妊娠中の方は、他の理由に該当されても、「妊娠・出産」で御提出ください。

※２　身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳については、原則添付は不要ですが、京都市で内容が確認できない場合、提出を依頼することがあります。

※３　学校教育法に規定する学校等に在学している又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練を受けていること。

※４　育児休業中の場合、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業は施設等利用給付の対象外となります。

※５　添付書類のうち、発行された書類を提出する場合は、３か月以内に発行されたものを提出してください（個別の状況によっては、発行３か月以内でも再提出をお願いすることがあります。）。

※６　新３号認定から新２号認定への切替えは手続不要です。（保育要件が継続している場合）